# 養父市地域公共交通活性化協議会

平成20年3月25日設置 平成21年2月23日連携計画策定



# 概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に基づく養父市地域公共交通総合連携計画の円滑かつ確実な実施を確保する。特に同法第6条に基づく当協議会では、地域公共交通活性化・再生総合事業による支援を活用して、次の事業を取り組む。

## 〇養父市自家用有償バスの運行

交通空白地のモビリティを確保するため、地元自治会ととも に市町村運営自家用有償運送を実施するとともに、地域の 「足」は地域で守り育てていく。

### 〇コミュニティバスの運行の効率化

自家用自動車の普及や人口減少により、バスの利用者は 年々減少を続けている。持続可能なコミュニティバスの運行を 実施していくため、利用実態に即して運行の効率化を図る。

- ・路線バスと重複したコミュニティバス路線の見直し
- ・利用実態に即した運行の実施
- ・コミュニティバスとスクールバスの一体的な運行

## 〇公共交通の利用促進策の実施

#### 【高齢者優待乗車制度】

高齢者の健康と暮らしを守るため、70歳以上の高齢者等の交通弱者の利用を促進し、社会参加を図るため、路線バス、コミュニティバスを1回150円で利用できる「高齢者等優待乗車制度」を創設し、実証する。

#### 【バス事業のPR】

バスの利用促進を図るため、市HPでの時刻表と乗継案内の紹介やバスの現状理解を深めるための講座や懇談会を開催する。

